

高良宮造営役と筑後の莊園公領

——歴博所蔵新史料の紹介——

工 藤 敬 一

はじめに

- 一 稲文と史料の相互関係
- 二 本史料の歴史的位置

おわりに

論文要旨

近年歴博の所蔵となつた田中穰氏旧蔵文書の中に、筑後一の宮高良宮造営役にかかる次の三通の一連文書がある。「A」七月五日鷹司院令旨、「B」寛元四年七月 日高良宮神官所司等重言上状、「C」建仁元年十一月 日高良宮造営所課荘々田数注文案。とくに「C」はいわゆる大田文に類するもので、その検討によって筑後國の莊園公領制の研究は飛躍的に進展することが期待されるが、本文稿はその前提として、三通の文書の史料的位置付けを行なうものである。

〔B〕は高良宮の神官所司等が、国内諸莊からの造営役免除申請を認めず、一国平均の役として造営するよう命じられたい、と朝廷に言上したものであり、〔C〕は明らかに〔B〕に副えられた具書案である。「A」については、その追而書

と判断される文書と、明らかに関連する同じ七月五日付の通円法印挙状が、醍醐寺文書の中から発見され、その検討の結果、通円挙状は「B」・「C」を鷹司院に、「A」はそれを鷹司院が朝廷（藏人所）に推舉取り次いだものであることが分った。すなわち「B」は、後嵯峨天皇が後深草天皇に譲位し、鷹司院が高良社等の長講堂領を継承した寛元四年（一二四六）の代替にあたって、上京した神官等が領家の醍醐寺で通円等と相諮詢て作成し、本家の鷹司院を通じて朝廷に提出されたものである。そして、その主張が認められた結果、これらの文書は一括して領家醍醐寺に返還されたもの、と判断される。従つてこの三通の文書は本来醍醐寺文書に属するものである。